

## 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

平成24年 1月30日制定

### (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人建築物管理訓練センター（以下「本会」という。）の役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤とは、本会に週3日以上勤務する者をいう。
- (3) 報酬等とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第89条、第105条及び第196条で定める報酬、賞与其他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。費用とは、明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。報酬等とは、明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 本会は、常勤役員の職務遂行の対価として報酬等を支給する。

2 常勤役員には、次の月額範囲内で役員報酬を支給する。

専務理事及び常務理事 700,000円

3 有識者から選ばれた非常勤役員及び評議員には、報酬として会議出席の都度又は勤務1日に付き20,000円を支給する。

4 常勤役員の退職に当たっては、第6条に規定する退職金を支給することができる。

### (役員報酬額の決定)

第4条 本会の常勤役員の専務理事及び常務理事の役員報酬月額は、定められた範囲内において理事会で定めるものとする。

### (報酬の支払日及び支払方法)

第5条 役員報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に本人

が指定する預金口座に振り込むものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員への報酬は、都度、遅滞なく支払うものとする。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった本人負担額等を控除して支給するものとする。

#### (退職金)

第6条 退職金は、常勤役員が円満に勤務し、任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

- 2 常勤役員に対する退職金は、在職1年に付きその者の退任時に支給する役員報酬の年額（報酬の12ヶ月分の額）に100分の5.9を乗じて得た額を支給する。
- 3 在職期間に1年未満の端数があるときは、月割りにして支給する。

#### (費用)

第7条 本会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求の日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

- 2 常勤役員には通勤に要する交通費として、職員に適用する規定に準じた通勤手当を支給する。

#### (改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

#### (補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成24年6月1日から適用する。